

\* 短期雇用特例被保険者の方へお知らせ \*

## 特例一時金の給付水準が変わります



- 特例一時金の給付水準が基本手当日額40日相当分となります。
- 平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

### 参考 1

■ 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書より抜粋

第2 2(2) 特例一時金

特例一時金は循環的な給付であり、その在り方について引き続き検討が必要であるが、少なくとも、一般被保険者の受給資格要件、給付内容とのバランス等を考慮して給付水準(現行基本手当日額50日相当分)を見直すべきである。

このため、給付水準を基本手当日額30日相当分とすることとするが、当該給付を受ける者の現状等を考慮し、当面の間は40日相当分とすることもやむを得ないものとする。(略)

### 参考 2

■ 改正後の雇用保険法(昭和49年法律第116号)より抜粋

(特例一時金)

第40条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第15条第1項に規定する受給資格者とみなして第16条から第18条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の30日分(第3項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が30日に満たない場合には、その日数に相当する日数分)とする。

2~4 (略)

(特例一時金に関する暫定措置)

附則第7条 第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「30日」とあるのは、「40日」とする。

■ 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)より抜粋

(特例一時金の額に関する経過措置)

附則第4条 特例受給資格に係る離職の日が附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前である特例受給資格者にかかる特例一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所(ハローワーク)

平成19年6月20日掲載